

証券コード3925
2020年6月10日

株 主 各 位

東京都港区赤坂三丁目3番3号
株式会社ダブルスタンダード
代表取締役社長 清水 康裕

第8回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第8回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年6月25日（木曜日）午後6時までには到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日） 午後1時
2. 場 所 東京都港区赤坂二丁目14番27号 国際新赤坂ビル東館14階
TKP赤坂駅カンファレンスセンター ホール14A
3. 会議の目的事項
報 告 事 項
 1. 第8期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第8期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決 議 事 項
 - 第1号議案 剰余金の配当の件
 - 第2号議案 取締役1名選任の件

以上

■株主総会に関する注意事項

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://double-std.com/ir/>) に掲載させていただきます。
- ◎株主総会でのお土産はご用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、緩やかな回復基調で推移してきましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大とその懸念により、個人消費と企業活動に自粛が始まり、景気の減速懸念の高まり等により、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループが属する情報サービス業界におきましては、ビッグデータの活用や情報セキュリティ強化、ITインフラ整備といった、ビジネスを「成長」「変革」させるための戦略的な投資が堅調に持続しました。

このような経営環境において、当社グループにおきましては、安定収益基盤となるストック報酬型のビッグデータ関連事業が堅調に推移していること、及び新規サービスを軸としたサービス企画開発事業における順調な受注増加により、両事業ともに受注件数を継続的に伸ばすことができました。

この結果、業績につきましては、売上高3,667百万円（前年同期比30.4%増）、営業利益1,101百万円（同27.2%増）、経常利益1,105百万円（同26.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益745百万円（同27.4%増）となりました。

(2) 対処すべき課題

日本国内においては、ブロードバンド通信環境の整備にともない、インターネットを基盤にした事業が消費者向け法人向けを問わず拡大してまいりました。また、クラウドサービスの拡大、モバイル端末の業務利用普及、ビッグデータ関連など、ITサービスの分野においては技術の開発・保有から蓄積したナレッジ・ノウハウを生かしたサービスの提供へと転換期を迎えております。

一方で、インターネット市場は技術革新が早く、また、市場が拡大する中でサービスも多様化しております。ビッグデータに対しては、消費者ニーズの新規開拓や競合企業間での競争に打ち勝つための新規サービス開発・提供といったことが期待されています。このような環境の中、当社グループはビッグデータを活用した顧客企業の事業および業務改善支援ならびにビッグデータ処理で培った「技術・知見」と企画アイディアとを融合させた新たな事業企画立案サービスの提供

事業を展開しております。

①人材の確保と育成及び組織体制の強化

技術革新が続くインターネット業界において、先端領域で活躍できる人材を当社グループ内で継続的に確保していくことは、当社グループの事業成長における重要課題であります。

また、事業の多角化及び拡大に伴い、高い専門性を有する人材及び管理職の獲得が必要であるとともに、中期的には、新卒採用を含む当社グループ内における教育研修の一層の充実を図り、安定的かつ優秀な人材確保に努めていく方針であります。

②顧客満足度の向上

当社グループの事業領域においては、参入障壁の低さゆえ、さまざまな事業者が参入してくることが想定されます。当社グループは、業界においてこれら競合に巻き込まれにくいポジションを確立するため、顧客企業等から信頼性向上及び業界内におけるプレゼンス強化を図っていくことが重要であるものと考えております。

このため、顧客企業等に対する最適な提案及び受注プロジェクトの着実な遂行等を行い、また、顧客に対する継続的な情報提供や主要プロジェクトにおける経営陣によるフォローアップの実施等をしていくことにより、顧客満足度の向上を図っていく方針であります。

③事業領域の拡大

インターネット関連市場の拡大に伴い、顧客が求めるサービスのニーズは多様化しております。当社グループはこれら顧客に対応したサービス拡充を行っていくことが、当社グループの事業展開における一層の付加価値向上に繋がるものと考えており、当社の既存事業と事業シナジーを有する周辺業務については積極的に事業領域の拡大を検討していく方針であります。当該事業領域の拡大については、自社においてスキルを有する人材の採用又は他の専門性を有する事業者との提携により行っていくことを基本としておりますが、必要に応じて企業の買収等も検討していく方針であります。

④システムの強化について

当社グループの事業において、サービスの提供にかかるシステムの重要性は極めて高いものであり、当該システムを安定的に稼働させることが事業展開上重要であります。業務の特性上、膨大なトラフィック処理をするため、継続したサーバー機器の増設及びその負担分散等にかかる投資が必要となります。当社は、今

後においてもシステム強化を継続していく方針であります。

⑤内部管理体制の強化

当社グループが企業価値を向上させ、社会的信頼を持続させていくためには、内部管理体制の充実が不可欠であると考えております。そのため、財務報告にかかる内部統制システムの整備をはじめとして、必要な組織体制や仕組みを構築し、経営の公正性、透明性を確保するための体制強化に取り組む方針であります。

⑥営業力の強化

当社グループでは、既存の取引先とビジネスパートナーとしての信頼関係を保ちながら、新サービスの開発・投入を積極的に行い、市場シェアを拡大する必要があると考えます。そのため、新規取引先の開拓に当たっては、これまで蓄積してきたノウハウを効果的に活かし、顧客のニーズに対する提案営業を強化しております。このような営業スタイルを徹底することで、顧客への提案力強化（顧客ニーズへの対応力、課題解決力の強化）、受注獲得率の向上を目指してまいります。

⑦CSRの推進

当社グループでは、当社グループが社会の一員として存続していくためには、様々なステークホルダーに対して社会的な責任を果たしていくことが必要だと考えております。社会や地域とのつながりを重視し、社会環境の整備に資する活動に取り組む等、企業価値の向上につなげる活動を積極的に推進してまいります。

(3) 財産及び損益の状況の推移

区分	第5期 自 2016年4月 至 2017年3月	第6期 自 2017年4月 至 2018年3月	第7期 自 2018年4月 至 2019年3月	第8期 自 2019年4月 至 2020年3月
売上高 (千円)	1,364,679	1,997,206	2,812,981	3,667,107
経常利益 (千円)	408,704	559,971	876,333	1,105,758
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	266,596	324,064	585,357	745,673
1株当たり 当期純利益 (円)	42.31	48.51	87.07	110.77
総資産 (千円)	1,591,926	1,611,725	2,171,218	2,920,286
純資産 (千円)	1,055,025	1,270,868	1,722,424	2,303,848
1株当たり 純資産額 (円)	160.08	189.12	255.93	339.31

(注) 当社は、2018年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産額」を算出しております。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社LITTLE DISCOVERY	5百万円	100%	WEBマーケティング事業

③事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(5) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

WEBマーケティング事業

顧客企業のWEB戦略を支援・強化するソフトウェア開発及び業務効率化を実現させるサービスの提供であり、これに係るコンサルティング業務等も含んでおります。

(6) 主要な事業所 (2020年3月31日現在)

本社 東京都港区赤坂三丁目3番3号

(7) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末増減	平均年齢	平均勤続年数
51名	9名増	36歳	2.2年

(注) 従業員数は就業人員であり、他社への出向者及び臨時雇用者数は含んでおりません。

(8) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は7,326千円であり、その主なものは、自社システムの改修等によるソフトウェアの取得によるものであります。

(9) 資金調達の状況

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2020年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 10,000,000株
(2) 発行済株式の総数 6,789,795株（自己株式205株を除く）
(3) 株主数 3,114名
(4) 大株主

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
中島 正三	2,203,500	32.45
SBIファイナンシャルサービシーズ株式会社	1,195,800	17.61
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	326,720	4.81
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	321,900	4.74
清水 康裕	250,000	3.68
本田 浩之	230,000	3.39
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	168,379	2.48
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	145,200	2.14
インキュベイトファンド2号投資事業有限責任組合	120,000	1.77
赤浦 徹	120,000	1.77

（注）持株比率は、自己株式（205株）を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日における新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度末日における当社役員の保有状況
該当事項はありません。
- (3) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況等
代 表 取 締 役	清 水 康 裕	株式会社LITTLE DISCOVERY 代表取締役 株式会社アスタース 取締役
取 締 役	中 島 正 三	株式会社LITTLE DISCOVERY 取締役
取 締 役	本 田 浩 之	
取 締 役	徳 永 博 久	
常 勤 監 査 役	大 島 康 則	
監 査 役	松 井 敬 一	
監 査 役	塚 田 和 哉	株式会社LITTLE DISCOVERY 監査役
監 査 役	赤 浦 徹	

- (注) 1. 取締役本田浩之及び徳永博久の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役大島康則、松井敬一、塚田和哉及び赤浦徹の各氏は、社外監査役であります。
3. 監査役塚田和哉氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定とする契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	4 名 (2 名)	65,700千円 (5,400千円)
監査役 (うち社外監査役)	4 名 (4 名)	9,000千円 (9,000千円)
合計 (うち社外役員)	8 名 (6 名)	74,700千円 (14,400千円)

(4) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人との関係

社外役員の兼職先と当社との間には、特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	本田 浩之	当事業年度に開催された取締役会には14回中14回出席し、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するために必要な発言を適宜行っております。
取締役	徳永 博久	当事業年度に開催された取締役会には14回中14回出席し、弁護士としての専門的な見地から、業務の適正性の確保について適宜発言を行っております。
監査役	大島 康則	当事業年度に開催された取締役会には14回中13回、監査役会には13回中13回出席し、主に出身分野である金融業界での業務を通じて培ってきた知識・見地から、取締役会の適正性を確保するために必要な発言を適宜行っております。
監査役	松井 敬一	当事業年度に開催された取締役会には14回中14回、監査役会には13回中13回出席し、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
監査役	塚田 和哉	当事業年度に開催された取締役会には14回中14回、監査役会には13回中13回出席し、公認会計士としての専門的な見地から、業務の適正性の確保について適宜発言を行っております。
監査役	赤浦 徹	当事業年度に開催された取締役会には14回中14回、監査役会には13回中13回出席し、経営者としての豊富な経験と投資事業を通じた投資者観点から、経営全般及び適正性の確保について適宜発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

UHY東京監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15,000千円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(注) 2. 当社監査役会がUHY東京監査法人の報酬等に同意した理由は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、必要に応じて、監査役会は、監査役全員の同意により解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、企業の健全で持続的な発展のために内部統制システムを整備し、運用することが経営上の重要課題であると考え、業務の適正を確保するための体制等の整備についての基本方針を以下のとおり定めており、この基本方針に基づき内部統制システムの整備及び運用を行っております。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及びその他の社内規程を遵守するための「行動規範」を策定し、適正かつ健全な企業活動を行います。
- (2) 取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款及び「取締役会規程」等に従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督します。
- (3) 「コンプライアンス規程」を制定するとともに、コンプライアンス委員会を設置してコンプライアンス体制の構築・維持に努めます。
- (4) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、不当な要求に対しては、毅然とした態度で対応します。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び社内規程等に基づき、適正に保存及び管理を行います。
- (2) 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとします。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 取締役会は、経営上の重大なリスク、その他様々なリスクに対処するため、「リスク管理規程」等を整備し、適切に管理体制を構築します。
- (2) 不測の事態が発生した場合には、対策本部等を設置し、適切かつ迅速な対応を行い、損失の拡大を防止する体制を整えます。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適時開催します。
- (2) 監査役は、取締役の職務執行の妥当性・効率性を監督します。
- (3) 意思決定に第三者の視点を加え、経営の透明性・客観性を確保するため、社外取締役を招聘します。

⑤当社及びその子会社等からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、当社及び子会社等の遵法体制、業務の適正を確保するための体制整備に関する指導及び支援を行います。
- (2) 当社は、当社及び子会社等における経営の健全性及び効率性の向上を図るため、子会社等と事業運営に関する重要な事項について情報交換及び協議を行います。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役は、管理部等の使用人に監査業務及び日常業務について補助を受けることができるものとします。
- (2) 補助を行う使用人は、その補助に関して取締役の指揮等を受けないものとします。

⑦取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

- (1) 監査役は、取締役会のほか重要な会議に出席し、必要に応じ重要な文書等を閲覧し、取締役及び使用人に職務執行状況の報告を求めることができるものとします。
- (2) 取締役及び使用人は、法令に違反する事実のほか、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実等を発見したときは、速やかに監査役に報告するものとします。

⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、内部監査部門と定期的に随時に情報交換及び協議を行い、相互の連携を図り、必要に応じて内部監査部門に調査を求めるものとします。
- (2) 監査役は、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受けるとともに、定期的及び随時に情報交換及び協議を行い相互の連携を図るものとします。

⑨反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

「行動規範」等において、反社会的勢力とは一切の関係をもたないこと、不当な要求には断固として拒絶することを明言し、対応方法等を整備し周知を図っています。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりであります。

①内部統制システム全般

当社及びグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査部門がモニタリングし、改善を進めております。

②コンプライアンス

当社は、当社及びグループ各社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。

③リスク管理体制

コンプライアンス委員会において、当社各部門及びグループ各社から報告されたリスクのレビューを実施して全社的な情報共有に努めたほか、当該リスクの管理状況について報告いたしました。

④内部監査

内部監査部門が作成した内部監査計画に基づき、当社及びグループ各社の内部監査を実施いたしました。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	2,591,649	流動負債	616,437
現金及び預金	2,120,255	買掛金	213,713
売掛金	420,923	未払金	63,489
仕掛品	41,345	未払費用	8,626
前払費用	8,566	未払法人税等	249,145
その他	558	未払消費税等	73,364
固定資産	328,637	前受金	2,916
有形固定資産	37,985	その他	5,181
建物	27,674	負債合計	616,437
工具、器具及び備品	10,310	純 資 産 の 部	
無形固定資産	38,400	株主資本	2,305,954
ソフトウェア	38,052	資本金	263,778
商標権	347	資本剰余金	253,298
投資その他の資産	252,251	利益剰余金	1,789,486
投資有価証券	181,926	自己株式	△607
繰延税金資産	21,277	その他の包括利益累計額	△2,105
敷金及び保証金	49,047	その他有価証券評価差額金	△2,105
資産合計	2,920,286	純資産合計	2,303,848
		負債純資産合計	2,920,286

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		3,667,107
売上原価		1,955,811
売上総利益		1,711,296
販売費及び一般管理費		609,760
営業利益		1,101,535
営業外収益		
持分法による投資利益	4,162	
その他	60	4,222
経常利益		1,105,758
税金等調整前当期純利益		1,105,758
法人税、住民税及び事業税	357,825	
法人税等調整額	2,259	360,084
当期純利益		745,673
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		745,673

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	263,458	252,978	1,205,329	△322	1,721,444
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	319	319	—	—	639
剰 余 金 の 配 当	—	—	△161,516	—	△161,516
親会社株主に帰属 する当期純利益	—	—	745,673	—	745,673
自己株式の取得	—	—	—	△285	△285
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	319	319	584,157	△285	584,510
当 期 末 残 高	263,778	253,298	1,789,486	△607	2,305,954

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	940	940	39	1,722,424
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行	—	—	△39	600
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	△161,516
親会社株主に帰属 する当期純利益	—	—	—	745,673
自己株式の取得	—	—	—	△285
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△3,046	△3,046	—	△3,046
当 期 変 動 額 合 計	△3,046	△3,046	△39	581,424
当 期 末 残 高	△2,105	△2,105	—	2,303,848

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数 1 社
- ② 連結子会社の名称 株式会社LITTLE DISCOVERY

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用非連結子会社及び関連会社の数及び会社の名称
持分法を適用した非連結子会社の数 なし
持分法適用関連会社の数 1 社
株式会社アスタース
- ② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の数及び会社の名称
持分法を適用していない非連結子会社の数 なし
持分法を適用していない関連会社の数 なし

(3) 会計方針に関する事項

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
その他有価証券
時価のないもの…移動平均法による原価法により評価しております。
- ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法
仕掛品…移動平均法による原価法により評価しております。
- ③ 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産…定率法を採用しております。
ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。
無形固定資産…定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- ④ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

54,688千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 6,790,000株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2019年 6月27日 定時株主 総会	普通株式	161,516千円	24円00銭	2019年 3月31日	2019年 6月28日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2020年 6月26日 定時株主 総会	普通株式	利益剰余金	271,591千円	40円00銭	2020年 3月31日	2020年 6月29日

(3) 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

該当事項はありません。

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等の安全性の高い金融資産に限定しております。投資有価証券は、業務上の関係を有する企業等の株式であります。また、資金調達については自己資本による方針であります。

売掛金に係る顧客の信用リスクに対しては、取引先の信用状態を調査し、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。買掛金及び未払金は、2ヶ月以内の支払期日であります。法人税、住民税（都道府県民税及び市町村民税をいう。）及び事業税の未払額である未払法人税等は、そのほぼすべてが2ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2, 120, 255	2, 120, 255	—
(2) 売掛金	420, 923	420, 923	—
資産計	2, 541, 178	2, 541, 178	—
(1) 買掛金	213, 713	213, 713	—
(2) 未払金	63, 489	63, 489	—
(3) 未払法人税等	249, 145	249, 145	—
負債計	526, 347	526, 347	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
敷金及び保証金	49,047
非上場株式（投資有価証券）	181,926

非上場株式については、市場価格がなく、且つ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難であります。
敷金及び保証金については、市場価格がなく、実質的な預託期間を算定することが困難であることから、時価開示の対象としておりません。

5. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

339円31銭

(2) 1株当たり当期純利益

110円77銭

6. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	1,623,022	流動負債	538,432
現金及び預金	1,197,822	買掛金	196,812
売掛金	355,785	未払金	61,898
仕掛品	41,345	未払費用	8,626
前払費用	8,163	未払法人税等	198,079
未収入金	19,895	未払消費税等	65,017
その他	10	前受金	2,916
固定資産	292,970	その他	5,080
有形固定資産	37,985	負債合計	538,432
建物	27,674	純 資 産 の 部	
工具、器具及び備品	10,310	株主資本	1,379,666
無形固定資産	37,915	資本金	263,778
ソフトウェア	37,599	資本剰余金	253,298
商標権	315	資本準備金	250,298
投資その他の資産	217,069	その他資本剰余金	3,000
投資有価証券	138,334	利益剰余金	863,198
関係会社株式	13,080	その他利益剰余金	863,198
繰延税金資産	16,607	繰越利益剰余金	863,198
敷金及び保証金	49,047	自己株式	△607
		評価・換算差額等	△2,105
		その他有価証券評価差額金	△2,105
		純資産合計	1,377,560
資産合計	1,915,992	負債純資産合計	1,915,992

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		2,873,878
売上原価		1,789,950
売上総利益		1,083,927
販売費及び一般管理費		413,994
営業利益		669,933
営業外収益		
その他	59	59
経常利益		669,993
税引前当期純利益		669,993
法人税、住民税及び事業税	216,466	
法人税等調整額	△4,767	211,698
当期純利益		458,294

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当 期 首 残 高	263,458	249,978	3,000	252,978	566,419	566,419
当事業年度中の変動額						
新 株 の 発 行	319	319	—	319	—	—
当 期 純 利 益	—	—	—	—	458,294	458,294
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	△161,516	△161,516
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	319	319	—	319	296,778	296,778
当 期 末 残 高	263,778	250,298	3,000	253,298	863,198	863,198

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新株予約権	純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計		
当 期 首 残 高	△322	1,082,534	940	940	39	1,083,514
当事業年度中の変動額						
新 株 の 発 行	—	639	—	—	△39	600
当 期 純 利 益	—	458,294	—	—	—	458,294
剰 余 金 の 配 当	—	△161,516	—	—	—	△161,516
自 己 株 式 の 取 得	△285	△285	—	—	—	△285
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	△3,046	△3,046	—	△3,046
事業年度中の変動額合計	△285	297,132	△3,046	△3,046	△39	294,046
当 期 末 残 高	△607	1,379,666	△2,105	△2,105	—	1,377,560

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により評価しております。

②その他有価証券

時価のないもの……………移動平均法による原価法により評価しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産……………定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

②無形固定資産……………定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

53,006千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	29,307千円
--------	----------

短期金銭債務	47,651千円
--------	----------

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引 381,860千円

営業取引以外の取引 —

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	150株	55株	—	205株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税 8,582千円

投資有価証券評価損 4,057千円

その他 4,284千円

繰延税金資産合計 16,923千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金 315千円

繰延税金負債合計 315千円

繰延税金資産の純額 16,607千円

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引の 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
子会社	(株)LITTLE DISCOVERY	所有 直接 100.0	業務受託 業務委託 役員の兼任	役務提供 業務委託 経費の立替	109,720 5,160 192,564	売掛金 未収入金 買掛金 未払金	9,959 19,347 473 5
関連 会社	(株)アスタース	所有 直接 20.0	業務委託 開発委託 役員の兼任	業務委託 通信関係費	137,315 129,665	買掛金 未払金	45,994 1,178

- (注) 1. 価格その他の取引条件は、事業内容を勘案して両者協議のうえ決定しております。
2. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産
202円89銭
- (2) 1株当たり当期純利益
68円08銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月21日

株式会社ダブルスタンダード
取締役会 御中

UHY東京監査法人

東京都港区

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士

鹿 目 達 也 ㊞

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士

片 岡 嘉 徳 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ダブルスタンダードの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ダブルスタンダード及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2020年5月21日

株式会社ダブルスタンダード
取締役会 御中

UHY東京監査法人

東京都港区

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士 鹿 目 達 也 ㊞

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士 片 岡 嘉 徳 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ダブルスタンダードの2019年4月1日から2020年3月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月22日

株 式 会 社 ダ ブ ル ス タ ン ダ ー ド 監 査 役 会

常勤監査役(社外監査役) 大 島 康 則 ㊟

監 査 役 (社外監査役) 松 井 敬 一 ㊟

監 査 役 (社外監査役) 塚 田 和 哉 ㊟

監 査 役 (社外監査役) 赤 浦 徹 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社グループは、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題であると認識しております。配当につきましては、内部留保による財務体質の強化を図りつつ、連結業績および財政状態を勘案しながら、利益配当を行っていく方針であります。

2020年3月期の期末配当につきましては、1株当たり40円の期末普通配当を実施したいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき40円 総額271,591,800円
- (3) 剰余金の配当がその効力を生じる日
2020年6月29日

第2号議案 取締役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役本田浩之氏が退任いたしますので、取締役1名の補欠選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生 年 月 日)	略歴、重要な兼職の状況ならびに 当社における地位及び担当		所有する当 社の株式数
いいじま まなぶ 飯 島 学 (1973年1月23日)	1995年4月 2002年5月 2008年4月 2009年9月 2013年5月 2018年1月 2018年5月	株式会社アドービジネスコンサルタント 入社 アクシスソフト株式会社 入社 株式会社CSKシステムズ 入社 株式会社アークテック 入社 株式会社システムソフト 入社 当社 入社 当社 執行役員（現任）	—

(注) 候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 TKP赤坂駅カンファレンスセンター ホール14A

東京都港区赤坂二丁目14番27号

国際新赤坂ビル東館 14階



交通手段

東京メトロ千代田線 赤坂駅5番a出口より徒歩1分

東京メトロ銀座線・南北線 …………… 溜池山王駅10番出口より徒歩6分

株主総会でのお土産はご用意しておりません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。